

## 静岡地方裁判所委員会議事概要

平成28年2月25日（木）午前10時30分から開催された第32回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は次のとおり

### 出席した委員

伊東幸宏，大石晴久，小長谷洋，澤田敬介，鈴木敏弘，関口剛弘，内藤孝二，中山祥乃，水野朋，渡邊良子（五十音順，敬称略）

### 議事

#### 1 委員の異動

庶務から委員の異動について報告された。

#### 2 新任委員の自己紹介

#### 3 裁判所における被害者保護制度の運用について

##### (1) 裁判所における被害者保護制度の運用についての説明

静岡地方裁判所の佐藤正信部総括裁判官及び川畑薫裁判官から犯罪被害者保護制度の運用について，説明を受けた。

##### (2) 意見交換（○：委員 △：説明者（検察官委員を含む。））

○ 被害者保護制度と被害者参加制度とがあり，どちらの制度を利用するかが分かりにくい面があると思う。犯罪被害者は，どちらの制度を利用するかの判断は，実際にはどのように考えているのか。

△ どちらの制度も検察官に申し出ることになっている。運用から言うと被害者の心情の意見陳述をして処罰感情を述べる方が多い。

△ 一般的には情状証人という形で，刑事訴訟法における証人という形で証言される方が多い。証人であると犯罪事実そのものについても話すことができ，基本的には制限がないためである。ただし，被害者参加制度を利用すると求刑意見を述べることができるなど，より多くの場面で公判に参加することができるので，参加を申し出る方もいる。被害者参加制度は，弁護士に援助させるなどの手間もあるため，心情についての意見を述べたいだけの方は情状証人の立場で話す方が多いと思われる。

○ 心情としての意見陳述は，情状について意見を反映したい，被害者参加制度はもう少し当事者に近い活動をしたい場合に利用されるという理解でよいか。また，証人であると反対尋問にさらされるため，ちゅうちょすることにならないか。反対尋問にさらされない証人尋問はあり得るか疑問を持った。

△ 証人の請求は，検察官及び弁護人の当事者がするものである。被害者参加人から請求するものでないから，本来的には被害者から公判に関与するためには，被害者保護制度，被害者参加制度を利用することになる。また，証人は，自由に話すのではなく，質問に対して答えるものであるから，一方的に話すことができる被害者の意見陳述とは異なるものである。

○ 犯罪被害者保護制度は，複数の種類があるが，同じ被害者の方が複数の制度を

利用する場合はどの程度あるのか。

- △ 統計が取られていないため、複数の制度を利用している人数を回答することはできないが、例えば、公判記録の閲覧制度を利用した方が、公判で意見陳述をするといったケースは一般的にもあり得ることだと思われる。
- 事件を受け持つ印象でもよいが、犯罪被害者となった方で被害者保護制度を利用する割合はどの程度なのか。
- △ これも統計は取られていないため答えることはできないが、公判で被害者特定事項を明らかにしない制度を利用する方は、性犯罪による被害者では多い印象がある。また、被害者が証人等として出廷する場合に遮蔽の措置も採られることも比較的多いと思われる。
- 被害者の方々は、被害者参加制度の知識を当初からは持ち合わせていないことが多いと思う。そうした場合に被害者に対して諸制度を誰かが説明しているのか、又は被害者が自分で調べるなどして自分から申し出ないと制度を利用できないのかどちらであるか。
- △ 回答する前提として、被害者支援制度の検察庁での取組をかいつまんで説明していく。

まず、一般的制度として、検察庁での被害者支援員制度の窓口は、静岡地検では3人が交代制で行っている。被害者支援員は、被害者やその御遺族から様々な相談を受けていて、電話でも受けるし、ファクシミリでも受付が可能となっている。

次に、具体的な制度の一つとして、被害者等通知制度というものがある。例えば、被害者やその親族の方は、刑事事件の処分、つまり起訴するのか、又は不起訴なのかについて、あるいは、受刑中の処遇状況はどうなのか、刑務所からの出所時期はいつなのかは当然に気にされていると思われる。これらの情報を通知することが可能であることを捜査の過程でお知らせして、通知の希望の有無を確認している。また、参考人の方、すなわち目撃者などがこれに当たり、参考人にも通知できる情報は限られているが、希望があれば可能な限り通知している。

事件の捜査というのは、被害者があるものについては、基本的には被害者が被害届や告訴状を出したり、あるいは、被害者以外の方が告発状を出すことによって開始され、関係する方に聴取して犯罪事実を特定し、証拠を収集していく。被害届等が提出される過程で、被害者支援制度のパンフレットを交付したり、各種被害者支援制度があることを説明したりしている。

先ほど、公判記録の閲覧制度の話が出たが、公判記録というのは起訴をして刑事裁判にかけられることにより作られるものである。しかし、事件が起こっても必ずしも刑事裁判にするものではなく、犯罪の性質や犯人の反省の程度などを考慮して、起訴猶予、すなわち刑事裁判にかけられないことも多い。不起訴となった事件は、原則として閲覧することはできないことになっている。しかし、被害者支援制度の一つとして、不起訴記録の開示を求めることができる制度があり、関係者のプライバシーを侵害しない程度で閲覧や謄写をさせていただいている。

次に、犯罪被害者等に関する情報の保護についてであるが、被害者特定事項に

については裁判の過程で氏名等を出さないようにする制度があることが冒頭の説明でもあったが、起訴状にも被害者を特定する事項を記載しないようにすることも実務の運用では行われている。しかし、これにより被告人の防御の権利が失われるおそれがあるので、起訴状に被害者特定事項を記載しないことができるかどうかは事案によって判断される。記載しない場合にも、カタカナ表記程度はする場合や、被害者が未成年であれば被害者の母親の氏名を載せ、その娘といった表記をする場合などの対処をしている。

少年事件については、家庭裁判所に全件送致することになっていて、直ちに刑事裁判にかけることはできず、家裁の少年審判によることが原則となる。少年審判は、原則非公開であるが、被害者の希望によっては事件記録の閲覧、謄写、意見聴取、審判の進行状況の説明及び傍聴などの支援制度が導入されている。

心神喪失、つまり心神喪失者等医療観察法による加害者が心神疾患などで刑事裁判にかけることができない場合に、適切な処遇を求めるため、心神喪失者等医療観察法による審判手続が行われる。この手続も非公開であるが、これについても、被害者に配慮し、傍聴や審判結果の通知などの制度が導入されている。

刑事裁判終了後においても被害者に対する支援制度がある。受刑者の刑務所における処遇状況や出所時期の通知以外に、再被害防止のための支援制度がある。例えば、加害者の被害者に対する逆恨みなどを防止するために、加害者の住所などの具体的な情報を提供する制度である。

また、証拠品の返還もその制度の一つで、特に性犯罪における録画、録音された媒体などは廃棄したい希望が多いことから、廃棄処分に付き添うことなどの制度がある。

仮釈放とって、受刑者が刑期の途中で釈放されることがあるが、仮釈放に対する意見を被害者から聴取する制度がある。無期懲役刑であっても、一定期間が経過すると仮釈放されることがあるので、被害者やその御遺族から意見を頂戴して考慮事項の一つとしている。

被害回復のための支援として、詐欺などの事件で被害を受けたお金を分配する被害回復給付金支給制度というものがある。例えば、振り込め詐欺で犯人たちが第三者の口座を利用して詐取した金銭を預け入れてあった場合、その預金をいったん凍結し、最終的には押収して被害者に被害金額の割合に応じて分配する制度であり、検察庁で行っている。

また、警察で行っている制度として犯罪被害給付制度がある。これは、犯罪行為により御家族を亡くされた方、重大な負傷・疾病を負った方に対して、遺族給付金、重症病給付金及び障害給付金を支給するものである。

先ほど御質問があったが、被害者が諸制度を知るきっかけは、様々な捜査の過程で諸制度について説明し、利用するかを確認しているのが実情である。

- 逆恨みという話があったが、釈放時期などを伝えても再被害を受けると思うが、対策は執られているのか。
- △ 再被害を防ぐための保護の制度があり、警察において行っている。
- 遮蔽の措置は、証人の負担を軽減するものとの説明があったが、被害者に限ら

れるのか。

- △ 被害者に限られる制度ではない。
- 平成12年に犯罪被害者保護法などが施行されるまで被害者が刑事公判に関わることができなかったのは、刑事裁判とは個人的な報復ではないことを意味すると推測している。被害者が裁判に関与すると、被害者の報復、復しゅうという要素が入り、裁判官の判断に影響がないかが気になるところである。
- △ 不相当な陳述や質問は制限するなどして、公判が被害者の私怨を晴らすだけの場にならないように配慮する必要はあると思う。
- 裁判官の方々は、中立公正に判断されていると思うが、裁判員裁判が開始され量刑が重くなったとも聞く。それは、被害者の心情を聴くことによって量刑に影響を及ぼしていることもあるのではないか。
- △ 裁判員裁判が開始され性犯罪に対する量刑が重くなったことには被害者の意見陳述が影響していることもあるかもしれないが、平成26年の最高裁判決では、従来の量刑の傾向を踏み出す場合には具体的、説得的な根拠が必要との判断が示された。被害者の心情を聴くことにより、量刑が合理的な理由なく従来の量刑傾向を逸脱したものとなる場合には、公平性の観点から上級審において判決が維持されないことになると思われる。
- 弁護士会でも被害者の支援のために相談を受ける仕組みも構築されている。その一方で、弁護士は、被告人の弁護もする立場にもなるので、ビデオリンク方式による証人尋問は、本当は避けてもらいたい、被告人の前で本当のことを話してもらいたいという思いもあり、被害者の保護と被告人の防御権との対立は難しい問題である。
- 付添人は、公判で発言することはできないのか。
- △ 証人尋問や意見陳述の際の付添いの措置は、不安や緊張を緩和する趣旨であり、質問等をすることは予定されていない。
- 事件によって辛い思いをしているのは被害者であり、被告人に対して恨みがあり刑を重くしてもらいたい気持ちを持つのは当然と思う。裁判は、もともと検察官と弁護人との主張の場であるから、被害者は傍聴をするしかなく蚊帳の外となってしまうところ、被害者がマスコミの前で心情を訴えたりして被害者の保護を図る動きが出てきて、現在のこの制度ができたのではないかと感じた。

#### 4 次回テーマ

次回テーマは、「裁判所庁舎の見学と法廷傍聴等について」を取り上げることとされた。

#### 5 次回期日

追って調整